

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、全済生会労働組合山口支部から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 30 年 6 月 21 日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 要求事項

賃金引上げ

2 日時

平成 30 年 7 月 5 日以降本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

山口市朝倉町 4 番 55 号 済生会山口地域ケアセンター

4 概要

同盟罷業及び怠業を含む争議行為